

平成 30 年 4 月 箱根町教育委員会会議 会議録

期 日： 平成 30 年 4 月 25 日（水）

場 所： 箱根町立郷土資料館 教育委員室

出席者： 小林恭一教育長、勝俣正志委員、唐澤久雄委員、石田玲子委員、上野里佳委員

安藤正博学校教育課長、秋山智徳生涯学習課長、鈴木康弘生涯学習課文化財専任課長、藤田貴嗣学校教育課副課長、関野友人生涯学習課副課長、石黒高平学校教育係長

欠席者： なし

傍聴人： なし

議 事：

会議次第 1. 開会【午後 2 時 30 分】

教 育 長 皆さんこんにちは。雨がひどかったが、報告を聞いてこんなにすごいとは思わなかった。後程、課長から状況について話をさせていただきます。よろしくをお願いします。

会議次第 2. 前回会議録の承認について

教 育 長 前回会議録の承認についてですが、委員の皆さんよろしいですね。  
〔箱根町教育委員会会議規則第 19 条の規定に基づき作成した H30. 3. 26 に開催した教育委員会会議の会議録が承認され、署名終了。〕

会議次第 3. 教育長等諸報告について

(1) 会議等の謝辞・報告について

教 育 長 謝辞及び報告事項をお願いします。

学校教育課副課長 〔謝辞及び報告事項を資料に基づき行った。〕

教 育 長 月曜日に二市八町の教育長会議が開かれた。その中で夏の学校閉庁について意見交換した。実施する理由について、夏の省エネや年休消化といった話が出たが、年休は個別の判断で取得するのであって、行政側がそれを一斉に取るよう指導することはおかしいという意見や、学校が閉庁になっても来てもよいという意見もあり、答えが出なかった。学校閉庁日に出勤した場合、日曜日の扱いになるのか、出勤になるのか、その辺りが整理されていない状況の中で閉庁するというのは違うと思う。研修等は入れず、年休を取ってもいいような環境設定だけはしておき、取

りなさいではなくて取れる状況にして日直は置く、というやり方でやっていった方が良い。ちょっと様子を見て、理屈がつくような話が出てきたならば、検討した方がいいと思う。県も同じように考えている。色々なところで耳にしたら、この場でお話をしていただければと思う。

会議次第 4. 議事

日程第1 議案第16号 旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の意見について

教育長 それでは、議事に入ります。日程第1、議案第16号をお願いします。

学校教育課副課長 [議案第16号朗読]

学校教育課副課長 [資料に基づいて、箱根中学校付近に開業予定の二ノ平ゲストハウスについて説明した。]

教育長 箱根中学校の施設環境が著しく害されるおそれがない、ということによろしいですか。

全委員 結構です。

会議次第 4. 議事

日程第2 議案第17号 箱根町特定歴史的建造物の登録について

教育長 続いて、日程第2、議案第17号をお願いします。

学校教育課副課長 [議案第17号朗読]

文化財専任課長 [資料に基づいて、文化財保護条例第14条の規定に基づく箱根町特定歴史的建造物の登録の対象となる「富士屋ホテル本館・食堂棟他6件」について、本年3月14日付で富士屋ホテル株式会社より登録の申請があり、文化財保護委員会に諮問し、4月6日に開催した同委員会で審議した結果、「登録することが望ましい」旨の答申があったことを説明した。]

教育長 皆さん、よろしいですか。

全委員 結構です。

会議次第 4. 議事

日程第3 議案第18号 平成31年度箱根町立小学校及び中学校使用教科用図書の採択方針について

教育長 続いて、日程第3、議案第18号をお願いします。

学校教育課副課長 [議案第18号朗読]

学校教育係長 [資料に基づいて、神奈川県採択方針に基づいて定める本町の採択方針について説明した。]

教育長 確認であるが、調査研究は、中学校の道徳だけ行うということによいか。また、小学校について調査研究を行わない理由は何か。

学校教育課副課長 その通りである。また、採択する前段で教科書会社は国に検定の申請をするが、小学校については、検定の申請がなかったため、新たに調査研究する必要がない。

教 育 長 皆さん、よろしいですか。  
全 委 員 結構です。

会議次第 5. 協議事項

教 育 長 協議事項について、何かありますか。  
学校教育課副課長 特にございません。

会議次第 6. 報告事項

(1) 研修計画について

教 育 長 報告事項の(1)についてお願いします。  
学校教育課副課長 [例年どおりの研修に加えて、新たに「小学校外国語活動教科外国語研修」を計画している旨を説明した。]

教 育 長 先日、道徳と英語が教科となるにあたり、県に確認した。大学での単位の中に道徳と英語の教科の単位数が含まれていないが、教育職員免許法ではどういうふうになるのか。本町では、小学校の指定された教員が英語の免許を取るために大学に行っているが、免許がない人間を教育の現場に立たせて良いのか。道徳を教えるすべての教員は免許外申請をするのか。中学校では、道徳という専門の教科の教師が配置されるのか。当面の間、教員が免許の中で道徳や英語を教える旨の通知が来れば良いが、どうも釈然としない。今後、通知などが来たら教育委員に渡してもらいたい。

会議次第 6. 報告事項

(2) 平成30年度学校評議員の委嘱について

教 育 長 続いて、報告事項の(2)についてお願いします。  
学校教育課副課長 [各小中学校から推薦があった学校評議員について報告した。]

教 育 長 皆さん、よろしいですか。  
全 委 員 わかりました。

会議次第 6. 報告事項

(3) 行政委員(社会教育委員・青少年指導員・スポーツ推進委員)の委嘱等について

教 育 長 続いて、報告事項の(3)についてお願いします。  
生涯学習課副課長 [行政委員の委嘱について、役職も含めて報告した。]  
教 育 長 会議において、どのような話が出たか。  
生涯学習課長 社会教育委員会議においては、社会教育委員からの三つの提言に対して回答した。行事カレンダーについては、社会教育委員の方から積極的に行うよう依頼した。社会教育と学校教育の連携については、委員の中に校長と教頭がいるので、連携を密にして校長・園長会に積極的に情報共有するよう依頼した。社会教育主事の配置については、人事権がない旨報告した。

教 育 長 皆さん、よろしいですか。  
全 委 員 わかりました。

会議次第 6. 報告事項

(4) 箱根土曜塾運営委員会設置要綱の制定について

教 育 長 続いて、報告事項の(4)についてお願いします。  
学校教育係長 [本年3月2日から施行した本要綱について、運営委員会の設置の目的や構成員等を説明した。]  
教 育 長 今年の土曜塾はいつから開始するのか。  
学校教育係長 8月下旬から開始する予定です。  
教 育 長 皆さん、よろしいですか。  
全 委 員 わかりました。

会議次第 6. 報告事項

(5) 箱根町社会教育センター公衆無線LAN利用規約の制定について

教 育 長 続いて、報告事項の(5)についてお願いします。  
生涯学習課副課長 [本年4月1日から施行した本要綱について、社会教育センター内における公衆無線LANの利用可能な場所、時間等を説明した。]  
教 育 長 皆さん、よろしいですか。  
全 委 員 わかりました。

会議次第 7. 連絡事項

教 育 長 連絡事項について、何かありますか。  
学校教育課長 [本日の大雨の対応について、大雨の影響で早川の水位が上昇し、洪水警報が出されたこと、仙石原地域に避難勧告が出されたことに伴い、仙石原小学校体育館が避難所として開設されたこと、同校では集団下校したこと、を説明した。また、箱根中学校の保護者説明会の結果について、4月24日に開催した保護者説明会において、①長寿命化改良工事、②英語検定取得促進事業、③箱根土曜塾、の3点の内容を説明した。]  
生涯学習課長 [本日の大雨の対応について、生涯学習関連施設については通常営業したが、一部施設において雨漏りがあったことを説明した。]  
委 員 避難勧告が出され、仙石原小学校が避難所になったということで、行政と学校がどのような連携で避難所を開設しているか見に行った。どの組織でどんな対応をするのか学校側もわかっていないようであったが、有事の際、どのように対応するのか。  
生涯学習課副課長 各学校に災害対策用の計画書があり、避難所が開設された場合の役割分担ができているが、全教員に浸透していないと思われる。  
生涯学習課長 有事の際、災害対策本部が設置されると、通常の仕事ではなくて災害対策の構成員となるようマニュアル化されている。  
委 員 本日の場合はどうか。

- 学校教育課長 総務防災課が避難所開設を決めた段階で、職員を派遣・配置することになる。
- 委員 避難所が開設されている間、総務防災課の職員は避難所にいたのか。
- 学校教育課長 ずっと避難所にいた。
- 教育長 学校は避難所の開設に関わらない。他自治体では、避難所が開設された際に、学校長が関わるのが問題になっている。阪神淡路大震災の際、県立学校には県の教職員が配置されていたが、市立学校には学校長が陣頭指揮を執り、学校ごとに対応が異なっていた。学校を含めて、防災担当と協議しておく必要がある。学校の教職員については、服務監督権は自治体にあるが、県費負担教職員であるため、どこまでどういうふうにできるのか、大きな課題である。服務監督権に避難所開設を加える考えもあるようだが、私は違うと思う。

会議次第 8. その他

(1) 次回定例会への付議事項について

- 教育長 次回への付議事項はありますか。
- 全委員 特にありません。
- 教育長 他に何かありますか。2018年度における公正な教科書採択のための要望書について、机上配付しています。各学校のグランドデザインと役割分担を配付したので、学校訪問の折に必ず持参していただきたい。また、各学校のグランドデザインと役割分担を配付したので、学校訪問の折に必ず持参していただきたい。
- 学校教育課長 次回の教育委員会会議を予定している5月24日に、各学校を周って見ていただくことを提案する。
- 全委員 結構です。
- 委員 各学校の先生方の広報写真をいただきたい。
- 学校教育課長 後日お渡しする。

会議次第 9. 閉会【午後3時53分】

- 教育長 その他無いようでしたら、次回、5月の教育委員会会議の日程については、5月24日(木)に学校訪問を兼ねて開催したいと思いますので、よろしく申し上げます。
- また、6月の定例会議は6月26日(火)とします。
- これで閉会とします。